

1 評価等に係る法的根拠

(1) 評価

○地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(略)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

○地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(2) 財務諸表等

○地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

2 評価委員会の所掌事務

	業 務 内 容	時 期	根 拠	
① 法人の業務実績に関する評価	各事業年度における業務の実績についての評価	毎年	地方独立行政法人 法第28条	
	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知			
	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告			
	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表			
	中期目標期間における業務の実績についての評価	中期目標期 間終了時	法第30条 法第30条において準用する第28条	
	中期目標期間における業務の実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知			
	中期目標期間における業務の実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告			
	中期目標期間における業務の実績の評価結果の通知・勧告の公表			
② 地方独立行政法人又は条例によりその権限に属された事項	業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見	必要時	法第22条第3項	
	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見		法第25条第3項	
	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見		法第26条第3項	
	中期目標期間の終了時に設立団体の長が所要の措置を講ずる際の意見	中期目標期 間終了時	法第31条第2項	
	設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見	毎年	法第34条第3項	
	中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するにあたって設立団体の長が承認する際の意見	必要時	法第40条第5項	
	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するにあたって設立団体の長が承認する際の意見			
	限度額を超えて短期借入をするにあたって設立団体の長が認可する際の意見			法第41条第4項
	短期借入の借換にあたって設立団体の長が認可する際の意見			法第44条第2項
	重要な財産の処分をするにあたって設立団体の長が認可する際の意見			
役員報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出	法第56条第1項 において準用する 第49条第2項			